

## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第51-21-00255号		
件名	水道局中部水道センター清掃業務（R0110-R0409）		
入札（見積）年月日	令和 1年 8月 7日	午前10時 00分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	468,600/月額	主管課	51 中部配水管理課
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000021930（株）和幸		

## 入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
（株）アカシヤビルサービス		427,200					
キャリアフィット（株）		442,800					
（株）キタデン		494,000					
株クリーンコーポレーション		432,000					
（株）サジェコ		442,460					
札商美装興業（株）		422,400					最低制限価格未満
三城美装（株）		407,000					最低制限価格未満
サン総合管理（株）		404,800					最低制限価格未満
三和美建工業（株）		462,900					
（株）シティリンクス		410,000					最低制限価格未満
（株）シムス		417,000					最低制限価格未満
株真和サービス		422,500					最低制限価格未満
（株）清風堂		423,800					最低制限価格未満
大洋美装（株）		416,800					最低制限価格未満
（備考）							
長期継続契約（入札額は月額） 最低制限価格 有							



## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低 金額	第 2 回	最低 金額	第 3 回	最低 金額	
中央ビルメンテナンス（株）		342,600					最低制限価格未満
（株）東洋建物興業		410,000					最低制限価格未満
北海道東急ビルマネジメント（株）		415,000					最低制限価格未満
（株）北海道ビル代行		443,000					
北海道ビルメンテナンス（株）		427,610					
日盛ビル管理（株）		425,000					最低制限価格未満
日美装建（株）		418,000					最低制限価格未満
（株）ビルメン日新		432,100					
（株）ベルックス		458,000					
ホクビサービス（株）		392,000					最低制限価格未満
北陽警備保障（株）		430,000					
北陽ビルサービス（株）		396,000					最低制限価格未満
（株）メンテック		397,400					最低制限価格未満
ライラック興業（株）		409,000					最低制限価格未満
㈱ワールドウッティ		416,000					最低制限価格未満
（株）和幸		426,000					落札

## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第24-21-00103号		
件名	南部水道センター庁舎清掃業務（R0110-R0409）		
入札（見積）年月日	令和 1年 8月 7日	午前10時 30分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	479,600/月額	主管課	24 南部料金課
	<small>入札（見積）価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	290 その他		円
落札（決定）業者	60000107810 日美装建（株）		

## 入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) アカシヤビルサービス		419,800					最低制限価格未満
キャリアフィット（株）		446,900					
(株) キタデン		480,000					
株クリーンコーポレーション		413,000					最低制限価格未満
(株) サジェコ		437,280					
札商美装興業（株）		426,900					最低制限価格未満
三城美装（株）		419,900					最低制限価格未満
サン総合管理（株）		426,700					最低制限価格未満
三和美建工業（株）		359,000					最低制限価格未満
(株) シティリンクス		430,000					最低制限価格未満
(株) シムス		418,000					最低制限価格未満
株真和サービス		407,500					最低制限価格未満
(株) 清風堂		425,800					最低制限価格未満
大洋美装（株）		403,900					最低制限価格未満
（備考）							
長期継続契約（入札額は月額） 最低制限価格 有							







## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第36-21-00227号		
件名	配水センターガラス飛散防止フィルム貼付業務		
入札(見積)年月日	令和 1年 8月 7日	午後 1時 45分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,320,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000010274 大丸(株)		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) 栄商							
		1,690,000					
大丸(株)							落札
		1,200,000					
(株) ビルメン日新							
		1,449,000					
(備考)							







## 業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件 名 減圧弁点検整備業務
- 2 業 者 名 みずほ機工 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない、緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。  
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。  
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件 名 減圧弁点検整備業務
- 2 業 者 名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。  
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。  
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件名            高区配水施設計装設備点検業務
- 2 特定業者            美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由            本業務の対象となる計装設備は、配水池・ポンプ場・配水幹線  
           の配水量・水位等を計測し、運転制御及び配水情報管理システムに  
           よって監視するものであり、高区配水施設の運用に必要不可欠な  
           重要な設備である。  
           当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否  
           判断を求めており、製造者が保有するシステム独自の設計データが  
           なければ、機能診断及び劣化診断における良否判断が不可能である。  
           標記業者は保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている  
           唯一の代理店である。
- 4 根拠規定            地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当  
           すると判断されるため。